

提 言 に 対 す る
改 善 報 告 書
(学内中間点検・1回目)

作成日：2021年6月23日

大学名：熊本大学薬学部

本評価申請年度：2019年度

■改善すべき点への対応について

改善すべき点 (1) 【臨床薬学委員会】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

3. 医療人教育の基本的内容

(2) 指摘事項

改善すべき点 1. ヒューマニズム教育・医療倫理教育において、総合した目標達成度評価のための指標は設定されていないので、これを設定し、それに基づいた適切な評価を行う必要がある。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育について、学生の成績は授業態度、レポート、発表内容、筆記試験の点数などで評価している。評価指標は授業科目毎に設定されており、シラバスの「評価方法・基準」欄に明示されていたが、それらを総合して目標達成度を評価するための指標は設定されていなかった。

(4) 本評価後の改善状況

ヒューマニズム教育・医療倫理教育に関する総合した目標達成度評価のための指標については、薬学部において作成されたカリキュラムツリー、カリキュラムマップおよび学習成果に関するルーブリックを1年後期開講の医療倫理学Ⅰから学生に示し、その後の医療倫理学Ⅱ、実務準備実習および薬局・病院実務実習等の関連科目において、カリキュラムマップおよびルーブリック（学習成果に関するルーブリック、実務準備実習ルーブリック）を一貫して目標達成の指標とすることとした。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

薬学科カリキュラムツリー

薬学科カリキュラムマップ

学習成果に関するルーブリック

実務準備実習ルーブリック

今後必要な措置 総合的な目標達成度評価について構築した仕組みに基づく評価の実施

改善すべき点 (2) 【臨床薬学委員会】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

3. 医療人教育の基本的内容

(2) 指摘事項

改善すべき点 2. コミュニケーション能力および自己表現能力を身につけるための教育において、関連科目の学習成果を総合した目標達成度評価のための適切な指標は設定されていないので、これを設定し、それに基づいた適切な評価を行う必要がある。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

「ジェネリックスキル概論」や「早期体験学習」については、学生が e-Portfolio を介して提出したレポートに基づいて成績評価を行っている。また「ジェネリックスキル概論」では、授業の中で受験した PROG テストの結果から、各学生が自身のリテラシー（知識を活用して問題解決する力）とコンピテンシーのレベルを分析することができる。ただし、これらの科目においてコミュニケーション能力および自己表現能力における目標達成度の具体的な指標の設定および評価は行なわれていなかった。

(4) 本評価後の改善状況

薬学部において作成されたカリキュラムツリー、カリキュラムマップおよび学習成果に関するルーブリックを1年後期開講の医療倫理学Ⅰから学生に示し、医療倫理の症例問題に対するグループ演習とプレゼンテーションを課してコミュニケーション能力に関し評価している。また、その後の医療倫理学Ⅱ、薬学概論Ⅱ、臨床検査学、実務準備実習、薬局・病院実務実習等の関連科目において、カリキュラムマップおよびルーブリック（学習成果に関するルーブリック、実務準備実習ルーブリック）を一貫してコミュニケーション能力の目標達成の指標とすることとした。

また、各研究室において履修する特別実習において、セミナー等を通じてプレゼンテーション能力を評価するに際して、令和3年度よりシラバスに学習目標に対するA水準（“優”相当）とC水準（“可”相当）を定め、目標達成度の指標を設定した。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

薬学科カリキュラムツリー；薬学科カリキュラムマップ

学習成果に関するルーブリック；実務準備実習ルーブリック

令和2年度「医療倫理学Ⅰ」講義資料；令和3年度「特別実習」シラバス

今後必要な措置 総合的な目標達成度評価について構築した仕組みに基づく評価の実施

改善すべき点 (3) 【教務委員会 FD 担当／各教員】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

(2) 指摘事項

改善すべき点 3. シラバスに SBOs が示されていない科目や、科目全体についての大雑把な記述だけで各回の授業内容の対応が示されていない科目も見られるので、「到達目標」の欄などに履修内容に対応して SBOs を記載するよう改善する必要がある。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

各授業科目のシラバスについては、「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」が全教員に周知されており、その「到達目標」の欄に当該科目の履修内容に対応する SBO、また「各回の授業内容」の欄には授業回毎の内容に対応する薬学教育モデル・コアカリキュラム SBO がおおむね記載されていた。ただし、シラバスに SBOs が示されていない科目や、科目全体についての大雑把な記述だけで各回の授業内容の対応が示されていない科目も見られたので、「到達目標」の欄などに履修内容に対応して SBOs を記載するよう改善する必要がある。

(4) 本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって教員に周知しており、シラバスの記載について改善を求めている。また令和 3 年度シラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対してあらためて「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」を周知し、SBOs の記載の徹底を図った。今後シラバスチェック等により、記載内容に遺漏がないか点検を行う必要がある。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

指摘事項に関する教員への通知メール（令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 2 日）

令和 2 年度 薬学部シラバスチェック実施報告書

令和 3 年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

令和 3 年度 シラバス

今後必要な措置

シラバス記載内容のチェック、および不適切なケースの是正（遅くとも令和 5(2023)年度版シラバスについては全科目のシラバスについて改善されている必要がある）

改善すべき点 (4) 【教務委員会 FD 担当／各教員】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

(2) 指摘事項

改善すべき点 4. 科目の全部あるいはその一部に独自性を持つ科目においては、その独自性がシラバスで確認できるよう、シラバスの記載方法を改善することが必要である。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

薬学科の薬学専門教育は、薬学教育モデル・コアカリキュラムの S B O s の内容を超えた内容をもつ大学独自の特色あるカリキュラムを構築しており、「ジェネリックスキル概論」、「発生生物学」、「地域薬局学」、「臨床薬物動態学」などの科目が配置されている。さらにこれらの科目以外についても、「薬学英语Ⅰ」、「薬学英语Ⅱ」、「物理化学Ⅲ」、「分析化学Ⅲ」、「生薬学」、「病態生理解剖学」、「免疫学」、「微生物化学Ⅰ」、「微生物化学Ⅱ」、「発生生物学」、「衛生薬学Ⅰ」、「薬理学Ⅰ」、「薬理学Ⅱ」、「薬理学Ⅲ」、「臨床検査学」、「薬物処方学」など、多数の専門教育科目がその授業内容の一部に薬学教育モデル・コアカリキュラムの範疇に収まらない大学独自の履修内容が含まれている。ただし、これらの科目あるいは科目の一部の独自性はシラバスでは確認することができない。

(4) 本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって教員に周知しており、シラバスの記載について改善を求めている。また令和 3 年度シラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対してあらためて「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」を周知し、大学独自の履修内容についての記載の徹底を図った。今後シラバスチェック等により、記載内容に遺漏がないか点検を行う必要がある。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

令和 3 年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

令和 3 年度 シラバス

今後必要な措置

シラバス記載内容のチェック、および不適切なケースの是正（遅くとも令和 5 (2023) 年度版シラバスについては全科目のシラバスについて改善されている必要がある）

改善すべき点 (5) 【臨床薬学委員会】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

5. 実務実習

(2) 指摘事項

改善すべき点 5. 実務実習事前学習において、総合した事前実習全体としての目標達成度を評価するための指標は設定されておらず、指標を設定して適切に評価するよう、改善することが必要である。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

「実務準備実習」のシラバスに基づき講義、演習、実習、SGD が実施されており、レポート・発表などの成果物や実技の形成的評価（総括的評価）により、実務実習事前学習において修得すべき知識、技能、態度の評価を実施している。さらに、「実務準備実習」終了後、薬学共用試験合格者を対象に「実習前総括講義」においてオリエンテーションを実施し、授業ごとの小テスト、発表内容及びその成果物などにより、実習開始直前における「実務準備実習」の到達度を確認している。しかし、総合した事前実習全体としての目標達成度を評価するための指標は設定されていなかった。

(4) 本評価後の改善状況

令和 3 年度より、シラバスに学習目標に対する A 水準（“優”相当）と C 水準（“可”相当）を定め、実務準備実習ルーブリックを準備し、目標達成度の指標を設定している。（令和 2 年度も概略評価表の導入を計画していたが、コロナ禍のため見送った。）

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

令和 3 年度 実務準備実習シラバス
実務準備実習ルーブリック

今後必要な措置 総合的な目標達成度評価について構築した仕組みに基づく評価の実施

改善すべき点 (6) 【臨床薬学委員会】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

5. 実務実習

(2) 指摘事項

改善すべき点 6. 薬局実務実習において、一部の薬局で週5日で9週間での実習が行われており、薬局実務実習日数として実務実習モデル・コアカリキュラムで求められている標準の実習日数（週5日で11週間）より不足しているため、薬局実務実習日数として実務実習モデル・コアカリキュラムで求められている日数より短くならないように、学生、実習施設の指導者、教員との連携を強化し、実務実習が適正に実施されるよう、改善が必要である。

(3) 本評価時（平成30年度）の状況

薬局実務実習は土曜日も含めて週6日の実習を行っていた。平成30年度については5月21日(月)～7月21日(土)の9週間に54日の実習実施日を設けており、標準の11週間で週5日の実習を行った場合と同等の実習日数を確保していた。しかし、一部の薬局で土曜日の実習が適切に実施されておらず、薬局実務実習日数として実務実習モデル・コアカリキュラムで求められている標準の実習日数より不足するケースがみられた。

(4) 本評価後の改善状況

本評価の翌年度（平成31/令和1年度）の5年次生から、薬学教育モデル・コアカリキュラム（平成25年度改訂版）に準拠した新カリキュラムが適用されている。新カリキュラムにおいては薬局実務実習についても見直しを図り、従来の土曜日実習を行わず、11週間で週5日の実習を行う形式に変更した。これにより、現在は全学生について標準の実習日数を確保できている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

令和2年度 薬局実務実習スケジュール

令和2年度 e-ポートフォリオ（レポート、出欠記録）

今後必要な措置 特になし

改善すべき点 (7) 【臨床薬学委員会】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

5. 実務実習

(2) 指摘事項

改善すべき点 7. 薬局・病院実務実習評点表において採点基準が定められていないので、採点基準を定めるよう、改善することが必要である。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

薬局・病院実務実習の評価に関しては、指導薬剤師による形成的評価が実施され、実務実習指導・管理システムとして「e-Portfolio」を活用し、実習施設の指導薬剤師との連携により、学生自身の作成した日報・週報の確認、薬局・病院実習到達度測定表および薬局・病院実務実習評点表を介して評価が行われている。実務実習評点表では、評価基準として6段階の評語（6 優れている；5 良い；4 合格レベル；3 合格境界領域；2 不合格だが改善可能；1 明らかに不合格）が定められている。

(4) 本評価後の改善状況

毎年度の実務実習の開始前に指導薬剤師を対象とする実習説明会を開催しており、実務実習評点表についても指導薬剤師間で評価基準に関する共通認識を形成した上で実習を実施している。また、平成 31（令和 1）年度の実務実習より、指導薬剤師による評価およびポリクリ実習における指導教員の評価にルーブリックを活用することで採点基準を定めた。薬局実務実習および病院実務実習に対応するルーブリックのパフォーマンスレベルを基準として、各到達度に基づいて指導薬剤師が最終的に0～4の5段階評価を行っている。

さらに、教員による実習レポートの評価基準を設定した他、令和 3 年度よりシラバスに学習目標に対する A 水準（“優”相当）と C 水準（“可”相当）を定め、評価の基準としている。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

e-ポートフォリオ 到達度評価(ルーブリック)項目一覧
ポリクリ実習評点表
教員による実習レポート評価基準
令和 3 年度 薬局実務実習シラバス、病院実務実習シラバス
病院実務実習説明会資料

今後必要な措置 特になし

改善すべき点 (8) 【教務委員会】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

(2) 指摘事項

改善すべき点 8. 問題解決型学習と位置付ける各科目には評価指標が設定されているものの、問題解決能力の醸成に向けた総合的な目標達成度の指標や評価基準が設定されていないので、卒業研究を含めた問題解決能力の醸成に関する科目を総合した目標達成度の指標を設定して、適切に評価するよう改善することが必要である。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

問題解決能力の目標達成度については、基本的には小テストや発表会を通して確認している。「特別実習」に関しては、卒業論文と卒業論文発表会に基づいて評価している。しかし、問題解決能力の醸成に向けた総合的な目標達成度の指標や評価基準は設定されていない。

(4) 本評価後の改善状況

改善に向けた検討は現時点において進められていない。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

なし

今後必要な措置

問題解決能力の醸成に関する科目を総合した目標達成度評価の仕組みの構築
構築した仕組みに基づく評価の実施

改善すべき点 (9) 【教務委員会 FD 担当／各教員】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

改善すべき点 9. 成績評価がいくつかの方法で行われている科目において、最終成績に寄与する各評価方法の割合や評価基準が明記されていない科目があるので、明記するように改善することが必要である。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

科目における成績評価は、定期試験での成績、小テストの成績、レポートの内容、授業への積極的参加態度の評価などの方法、あるいはそれらの方法を組み合わせるなど、各科目に適切な方法で行われており、その評価方法については、個々の評価方法の最終成績に対する寄与率とともに、おおむね各科目のシラバスの「成績評価の基準と方法」の欄に明記されている。試験問題、答案などの成績判定に関する資料は授業担当教員により保管・管理されている。ただし、個々の評価方法の最終成績に対する寄与率の記載のない科目もある。

(4) 本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって教員に周知しており、シラバスの記載について改善を求めている。また令和 3 年度シラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対してあらためて「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」を周知し、「成績評価の基準と方法」についての記載の徹底を図った。今後シラバスチェック等により、記載内容に遺漏がないか点検を行う必要がある。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

指摘事項に関する教員への通知メール（令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 2 日）

令和 3 年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

令和 3 年度 シラバス

今後必要な措置

シラバス記載内容のチェック、および不適切なケースの是正（遅くとも令和 5(2023)年度版シラバスについては全科目のシラバスについて改善されている必要がある）

改善すべき点 (10)

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

改善すべき点 10. 「卒業前総括講義」の評価において、外部機関の1月末の国家試験模試の結果を取り入れていることは不適切であるので、改善が必要である。

(3) 本評価時(平成30年度)の状況

「卒業前総括講義」(6年次後期、必修、1単位)の成績の評価方法・基準に「1月中旬実施の独自試験(50問、100点満点)の点数 \times 0.4 + 1月末の国家試験模試の点数 \times 0.6が60点以上を合格とする。」という形で、外部機関の模試の結果を取り入れていた。

(4) 本評価後の改善状況

令和2(2020)年度より、当該科目の成績の評価方法・基準を「1月中旬実施の独自試験(50問、100点満点)が60点以上を合格とする。」とし、外部機関の模試に依存しない評価方法に改めた。

当指摘事項は、令和1(2019)年10月の訪問調査の際に既に要検討案件として挙げられていたものであったため、訪問調査終了後直ちに本学薬学教育評価ワーキンググループから当該科目の主担当教員に対して改善の依頼を行った。改善の具体的内容は、令和2(2020)年1月22日開催の薬学部教授会において報告連絡事項として取り上げ、教授会構成員に周知した。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

平成30年度「卒業前総括講義」シラバス(改善前)

令和2年度「卒業前総括講義」シラバス(改善後)

令和2年度「卒業前総括講義」項目別採点表

令和2年度「卒業前総括講義」試験問題(本試験および追・再試験)

第1256回薬学部教授会(令和2年1月22日)議事要録

今後必要な措置 特になし

改善すべき点 (11) 【運営会議 目標・評価・IR 担当】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

13. 自己点検・評価

(2) 指摘事項

改善すべき点 11. 平成 26 年度の自己評価では「6 年制薬学科教育の内部質保証」を目的としての評価項目のすべてを評価しておらず不十分であるので、必要とする評価項目をすべて評価するよう、改善が必要である。

(3) 本評価時 (平成 30 年度) の状況

平成 26 年 9 月に熊本大学全体の評価の一環として行われた薬学部における自己評価における評価項目は、教育、研究、社会貢献、国際化、男女共同参画、教育研究支援、管理運営の各領域において設定されている。平成 26 年 9 月の自己評価もこれらと同じ評価項目において行われた。自己点検の評価結果は熊本大学のホームページに公開されている。

(4) 本評価後の改善状況

令和 3 年 3 月 24 日薬学教授会において、6 年制薬学教育の自己点検・評価を恒常的に実施・公表する仕組みについて決定がなされ、今後これを実施していく。具体的には、以下の取組みを進める。

1) 令和 3～5 年度：本評価における提言に対する対応状況を毎年度調査し、自己点検の結果について報告書を作成して公開する。令和 5 年度末に薬学教育評価機構に改善報告書を提出し、第 1 期基準に基づく自己点検・評価が完了する。

2) 令和 4～7 年度：薬学教育評価の第 2 期基準に沿った学内での自己点検・評価を令和 4 年度に実施し、自己点検・評価書を公表する。また、改善を要する事項等についての対応状況を毎年度 (令和 5～7 年度) 調査し、自己点検の結果について報告書を作成して公開する。

3) 令和 6～9 年度：令和 8 年度の教育状況について薬学教育評価機構による評価を令和 9 年度に受審する予定となっており、これと対応した自己点検・評価 (準備作業を含む) を実施する。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

薬学部教授会 (令和 3 年 3 月 24 日) 議事要録および資料 7

今後必要な措置 上記計画に沿った自己点検・評価の実施

改善すべき点 (12) 【運営会議 目標・評価・IR 担当】

(1) 改善すべき点が指摘された『中項目』

13. 自己点検・評価

(2) 指摘事項

改善すべき点 12. 自己点検・評価が恒常的に行われているとは言い難いので、自己点検・評価を継続的に実施・公表するよう、改善が必要である。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

平成 26 年 9 月に熊本大学全体の評価の一環として行われた薬学部における自己評価における評価項目は、教育、研究、社会貢献、国際化、男女共同参画、教育研究支援、管理運営の各領域において設定されている。平成 26 年 9 月の自己評価もこれらと同じ評価項目において行われた。自己点検の評価結果は熊本大学のホームページに公開されている。

(4) 本評価後の改善状況（※前項と同一）

令和 3 年 3 月 24 日薬学教授会において、6 年制薬学教育の自己点検・評価を恒常的に実施・公表する仕組みについて決定がなされ、今後これを実施していく。具体的には、以下の取組みを進める。

1) 令和 3～5 年度：本評価における提言に対する対応状況を毎年度調査し、自己点検の結果について報告書を作成して公開する。令和 5 年度末に薬学教育評価機構に改善報告書を提出し、第 1 期基準に基づく自己点検・評価が完了する。

2) 令和 4～7 年度：薬学教育評価の第 2 期基準に沿った学内での自己点検・評価を令和 4 年度に実施し、自己点検・評価書を公表する。また、改善を要する事項等についての対応状況を毎年度（令和 5～7 年度）調査し、自己点検の結果について報告書を作成して公開する。

3) 令和 6～9 年度：令和 8 年度の教育状況について薬学教育評価機構による評価を令和 9 年度に受審する予定となっており、これと対応した自己点検・評価（準備作業を含む）を実施する。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

薬学部教授会（令和 3 年 3 月 24 日）議事要録および資料 7

今後必要な措置 上記計画に沿った自己点検・評価の実施

■助言への対応について

助言 (1) 【ガイダンス担当者 (前年度教務委員長)】【教務委員会 FD 担当】

(1) 助言が付された『中項目』

1. 教育研究上の目的

(2) 指摘事項

助言 1. 薬学部の教育研究上の目的の教職員や学生に対する周知は主として学生便覧の配付という形に依存しており、積極的な周知は図られていないため、FDやガイダンス等の場を活用して一層の周知に努めるよう改善することが望まれる。

(3) 本評価時 (平成 30 年度) の状況

熊本大学の教育研究上の目的は熊本大学学則第 1 条に規定されており、また熊本大学薬学部の教育研究上の目的は熊本大学薬学部規則第 1 条の 2 に規定されている。これらはいずれも学生便覧 (学生には入学時に配付、教職員には毎年度初頭に当該年度版を配付) に掲載されており、教職員および学生に周知される形となっている。ただし、教職員に対する FD や学生に対するガイダンス等での積極的な周知は図られていないため、改善の余地がある。

(4) 本評価後の改善状況

学生に対しては、年度初頭に開催する学年毎のガイダンスにおいて、ガイダンス担当者が薬学部の教育研究上の目的について説明を行うよう改善した。

一方で、教職員への周知については現時点で特段の改善は行われていない。但し、教授会の構成教員および陪席職員については、教授会の協議題として毎年度取り上げられる 3 つのポリシー (アドミッション、カリキュラム、ディプロマ) の再検討の際に、併せて薬学部の教育研究上の目的を提示することで周知が可能であり、今後実施を予定している。その他の教職員については、別途 FD 等での対応が必要である。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

令和 2 年度ガイダンス映写資料

今後必要な措置

年度初頭ガイダンスでの学生への説明の継続的实施

教授会の協議題 (3 ポリシー関連) への「教育研究上の目的」の組み込み

教職員対象の FD 開催、もしくは教授会通過後に教職員へメールでの周知

助言（2） 【教務委員会】

（1）助言が付された『中項目』

1. 教育研究上の目的

（2）指摘事項

助言 2. 教育研究上の目的は、薬学部教務委員会が深い関わりを持つカリキュラム・ポリシーならびにディプロマ・ポリシーの策定の基盤となるものであり、今後のカリキュラムマネジメントの確立に向けた取組みと密接に関わる事柄でもあるため、教育研究上の目的の検証に薬学部教務委員会が関与するように改善することが望まれる。

（3）本評価時（平成 30 年度）の状況

熊本大学では、部局毎の行動計画を平成 28 年度以降毎年作成している。この中には年次計画とミッション再定義との整合性の検証が含まれており、学部・学科の教育研究上の目的の妥当性についても検討・再確認が行われている。当該行動計画は、薬学部教授会の了承を得て薬学部運営会議が主導して作成し、大学本部に提出している。このようにして、教育研究上の目的の検証は薬学部運営会議と教授会により定期的に行われる形となっている。なお、学部教育に関する諸事項を扱う薬学部教務委員会は、上記の一連の検証過程において特段の関与をしていないため、教育研究上の目的の検証体制において教務委員会が担う役割について検討の余地がある。

（4）本評価後の改善状況

現時点において改善には至っていない。ただし、前項に記した 3 つのポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）の再検討（毎年度実施）については、薬学部教授会での協議に先立って教務委員会において協議が行われるため、その際に教育研究上の目的についての検証も併せて実施することで対応可能である。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

なし

今後必要な措置

教務委員会の協議題（3 ポリシー関連）への「教育研究上の目的」の組み込み

助言 (3) 【ガイダンス担当者 (前年度教務委員長)】【教務委員会 FD 担当】

(1) 助言が付された『中項目』

2. カリキュラム編成

(2) 指摘事項

助言 3. カリキュラム・ポリシーの教職員および学生への周知は主としてこの学生便覧の配付という形に依存しており、積極的な周知は図られていないので、教職員にはFD、学生にはガイダンス等の場を活用して一層の周知に努めるよう改善することが望まれる。

(3) 本評価時 (平成 30 年度) の状況

カリキュラム・ポリシーは、策定に際して薬学部教授会の議を経る過程において教授会構成員 (教授・准教授・講師) に周知されている。また、学生便覧に掲載されて教職員ならびに学生に向けて情報が提供されている他、熊本大学ホームページおよび熊本大学薬学部ホームページにも掲載され、広く社会に向けて公表されている。ただし、FD やガイダンス等による教職員・学生へのカリキュラム・ポリシーの積極的な周知は現状ではほとんど行われていないため、改善の余地がある。

(4) 本評価後の改善状況

熊本大学 WEB サイトにおいては、全学部共通フォーマットでカリキュラム・ポリシー等を公表する形が整備された。

また、学生に対しては年度初頭に開催する学年毎のガイダンスにおいてカリキュラム・ポリシーを含む3つのポリシーについてガイダンス担当者から説明を行うよう改善した。教授会構成員以外の教職員に対する周知については、別途 FD 等での対応が今後必要である。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

熊本大学 WEB サイト (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/curriculum>)

令和2年度ガイダンス映写資料

薬学部教授会 (令和2年12月23日、令和3年1月27日) 議事要録

今後必要な措置

年度初頭ガイダンスでの学生への説明の継続的实施

教職員対象のFD開催、もしくは教授会通過後に教職員へメールでの周知

助言 (4) 【ガイダンス担当者 (前年度教務委員長)】

(1) 助言が付された『中項目』

2. カリキュラム編成

(2) 指摘事項

助言 4. カリキュラム・ツリーの学生への周知が図られていないので、ガイダンス等の場を活用して周知に努めるよう改善することが望まれる。

(3) 本評価時 (平成 30 年度) の状況

カリキュラムの年次進行、授業科目間のつながりなどの体系性についてはカリキュラム・マップの形で整理し周知に努めていたが、カリキュラム・ツリーについては本評価への対応のために新規に作成したものであったため、学生への周知は行なわれていなかった。

(4) 本評価後の改善状況

熊本大学 WEB サイトにおいては、全学部共通フォーマットでカリキュラム・ツリーおよびカリキュラム・マップを公表する形が整備された。

また、年度初頭に開催する学年毎のガイダンスにおいて、ガイダンス担当者からカリキュラム・ツリーについて説明を行うよう改善した。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

熊本大学 WEB サイト (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/curriculum>)

令和 2 年度ガイダンス映写資料

今後必要な措置 年度初頭ガイダンスでの学生への説明の継続的实施

助言（5） **【臨床薬学委員会】**

（1）助言が付された『中項目』

3. 医療人教育の基本的内容

（2）指摘事項

助言 5. 大学の卒後教育の研修会への学部生の参加がないので、学生に生涯学習に対する意欲を醸成するための教育が体系的に行われるよう、改善することが望まれる。

（3）本評価時（平成 30 年度）の状況

卒後教育については、熊本大学薬学部卒後教育「薬剤師のための医療薬科学研修会」を薬学部キャンパス内で年 1 回開催している。当研修会については学部内でも開催案内を行い、学部生にも参加する機会を提供・周知している（学部生は無料で聴講可能）。ただし、平成 30 年度の研修会については学部生の出席はなかった。

（4）本評価後の改善状況

令和 3 年度の卒後教育より、学部生にも卒後教育の参加を案内することを計画している。（令和 2 年度も計画していたが、コロナ禍のため見送った。）また、各種オンライン卒後教育のコンテンツを実務実習前学生に共有するなど、薬剤師や他の医療職の生涯学習に参加する機会を増やしている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

令和 3 年度卒後教育計画

実習前総括講義レポート

今後必要な措置

「薬剤師のための医療薬科学研修会」等の学生への周知および学生参加者数の把握

助言 (6) 【教務委員会 FD 担当／各教員】

(1) 助言が付された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

(2) 指摘事項

助言 6. 複数の教員が授業を担当している場合、各教員が担当している部分かわからないので、それぞれの担当部分をシラバスに明記するようにすることが望ましい。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

熊本大学シラバスでは「基本情報」の欄に担当教員名が提示されているが、複数の教員が授業を担当している場合、各教員の担当部分を明らかにするためには別途「各回の授業内容」の欄等にもその旨の記載が必要である。この点についての周知徹底が十分でなかったため、各教員が担当している部分が明確でない科目が見受けられた。

(4) 本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって教員に周知しており、シラバスの記載項目について改善を求めている。また令和 3 年度シラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対してあらためて「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」を周知し、記載の徹底を図った。今後シラバスチェック等により、シラバス記載内容に遺漏がないか点検を行う必要がある。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

指摘事項に関する教員への通知メール（令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 2 日）
令和 3 年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

今後必要な措置

シラバス記載内容のチェック、および不適切なケースの是正（遅くとも令和 5(2023)年度版シラバスについては全科目のシラバスについて改善されている必要がある

助言（7） 【教務委員会 FD 担当／各教員】

（1）助言が付された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

（2）指摘事項

助言 7. 個々の科目のシラバスにおいて基礎と臨床の知見の相互の関連付けが十分に記載されていない科目が見られるので、シラバスの「授業の目的」「授業の概要」等の項目で、科目内での基礎と臨床の知見の相互の関連付けがわかるように記述するよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時（平成 30 年度）の状況

個々の科目のシラバスにおいて基礎と臨床の知見の相互の関連付けについての記載が必要であることが周知徹底されておらず、当該内容についての記載が十分なされていない科目が見受けられた。

（4）本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって教員に周知しており、シラバスの記載について改善を求めている。また令和 3 年度シラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対してあらためて「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」を周知し、「授業の目的」の欄等での記載の徹底を図った。今後シラバスチェック等により、記載内容に遺漏がないか点検を行う必要がある。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

指摘事項に関する教員への通知メール（令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 2 日）
令和 3 年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

今後必要な措置

シラバス記載内容のチェック、および不適切なケースの是正（遅くとも令和 5(2023)年度版シラバスについては全科目のシラバスについて改善されている必要がある

助言 (8) 【教務委員会 FD 担当／各教員】

(1) 助言が付された『中項目』

4. 薬学専門教育の内容

(2) 指摘事項

助言 8. 科目において担当教員の中に非常勤講師がいる場合は、シラバスに非常勤講師であることを明記するよう、改善することが望ましい。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

シラバスの記載事項として、担当教員が非常勤講師である場合の明記についてはこれまで意識されておらず、多くのケースで明記がなされていなかった。

(4) 本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって教員に周知しており、シラバスの記載について改善を求めている。また令和 3 年度シラバスの作成にあたっては、授業担当教員に対してあらためて「授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項」を周知し、「担当教員」、「授業の概要」、「各回の授業内容」の欄等での記載の徹底を図った。今後シラバスチェック等により、記載内容に遺漏がないか点検を行う必要がある。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

指摘事項に関する教員への通知メール（令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 2 日）
令和 3 年度 授業計画書（シラバス）データ入力の留意事項

今後必要な措置

シラバス記載内容のチェック、および不適切なケースの是正（遅くとも令和 5 (2023) 年度版シラバスについては全科目のシラバスについて改善されている必要がある

助言 (9) 【教務委員会】

(1) 助言が付された『中項目』

6. 問題解決能力の醸成のための教育

(2) 指摘事項

助言 9. 卒業研究の評価を公正かつ厳格に行うために、卒業論文の評価は適切な指標を設定し、それに基づいて複数の教員で行うよう、改善することが望ましい。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

卒業論文発表会における学生の発表については、薬学部の全教員が評価に携わることが可能であり、実際には 1 人の学生について概ね 10～20 名程度の教員により評価が行われている。研究内容（研究内容の独創性、論理性）、プレゼンテーション（発表の論理性、明瞭性、発表時間の遵守）、質疑応答（的確性、妥当性、知識）の 3 項目について各々 4 段階の評価を行い、学生の問題解決能力等について厳正な評価がなされている。一方で卒業論文については、学生の所属分野の指導教員による作成指導と評価に委ねられており、複数の教員によって評価を行う体制とはなっていない。

(4) 本評価後の改善状況

現時点において上記の状況から特段の改善は行われていない。今後薬学部教務委員会や薬学部教授会において改善に向けた議論を進めていく必要がある。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

なし

今後必要な措置 卒業研究（特別実習）の評価方法の適正化について要検討

助言（10） 【入試管理・検討委員会】

（1）助言が付された『中項目』

7. 学生の受入

（2）指摘事項

助言 10. 一般入試において調査書等の段階別評価や面接の活用などの工夫により、医療人としての適性や主体性を持って多様な人と協働して学ぶ基礎的素養を有する学生を選抜できるような入試体制を整備することが望まれる。

（3）本評価時（平成30年度）の状況

医療人としての適性の評価は、推薦入試Ⅱでは面接試験により一部行われているが、一般入試（前期日程試験）では十分に行える体制が整えられていなかった具体的には、一般入試は熊本大学全体の個別試験の一環として行われ、大学入試センター試験の得点を550点満点に換算し、これに個別学力検査の得点(600点満点)を加えた計1,150点満点での得点の上位者を合格有権利者として決定していた。受験生の得点合計は、大学全体でまとめられ、6名の委員(薬学部長、副薬学部長、副薬学教育部長、および薬学部入試管理・検討委員会委員3名)により構成される選考会議にて合格者選考案がまとめられた。

（4）本評価後の改善状況

国公立大学が採用する大学入試センター試験の大学入学共通テストへの移行の趣旨をふまえ、令和3年度の一般入試（前期日程試験）より、受験生に対して、調査書を活用し、高校までに培った学力の3要素を多角的・総合的に評価する入学者選抜方法を導入した一般入試に移行した。また、将来的に面接を実施するかどうかに関しても検討に入った。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

令和2年度入学者選抜要項

今後必要な措置

一般入試の入学者選抜方法（調査書の活用法、面接の導入等）について検討継続

助言（11）

（1）助言が付された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

（2）指摘事項

助言 11. 学生便覧では秀、優、良、可が示す評点の範囲は示されていないので、秀、優、良、可が示す評点の範囲を学生便覧に示すよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時（平成30年度）の状況

平成30（2018）年度までの学生便覧には熊本大学薬学部規則（抜粋）を掲載しており、その中の第10条の2に「前項の認定は、秀、優、良、可及び不可の評語を持って表し、秀、優、良及び可を合格とし、不可は不合格とする。」との記載があったが、それぞれの評語に対応する評点の範囲を示す記載は無かった。

（4）本評価後の改善状況

令和2（2020）年度の学生便覧より、上記の熊本大学薬学部規則（抜粋）とは別に「成績について」の項目を新たに追加し、評語と評点との関係について以下のように明記している。

「成績は100点満点として、秀（100～90点）、優（89～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、不可（59点以下）の5段階で評価されます。このうち、秀・優・良・可が合格となり、単位が認定されます。」

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

令和2年度 学生便覧 p.36：「8 成績について」

今後必要な措置 特になし

助言 (12) 【ガイダンス担当者 (前年度教務委員長)】【教務委員会 FD 担当】

(1) 助言が付された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

助言 12. ディプロマ・ポリシーの教職員および学生への周知は主としてこの学生便覧の配付という形に依存しており、積極的な周知は図られていないため、FDやガイダンス等の場を活用して一層の周知に努めるよう改善することが望まれる。

(3) 本評価時 (平成 30 年度) の状況

ディプロマ・ポリシーは、学生便覧に掲載され、教職員ならびに学生に向けて情報が提供されている他、熊本大学ホームページにも掲載されており、広く社会に公表されている。ただし、FD やガイダンス等を通じた教職員・学生への積極的な周知は図られていないため、改善の余地がある。

(4) 本評価後の改善状況

熊本大学 WEB サイトにおいては、全学部共通フォーマットでディプロマ・ポリシー等を公表する形が整備された。

学生に対しては、年度初頭に開催する学年毎のガイダンスにおいてディプロマ・ポリシーを含む3つのポリシーについてガイダンス担当者から説明を行うよう改善した。また教職員のうち教授会構成員 (講師以上) および陪席職員については、3つのポリシーの再検討が毎年度行われることに伴い、教授会の協議題として年1回以上ディプロマ・ポリシーの内容について確認する場が設けられている。上記以外の教職員については別途 FD 等での対応が今後必要である。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

熊本大学 WEB サイト (<https://www.kumamoto-u.ac.jp/kyouiku/curriculum>)

令和2年度ガイダンス映写資料

薬学部教授会 (令和2年12月23日、令和3年1月27日) 議事要録

今後必要な措置

年度初頭ガイダンスでの学生への説明の継続的实施

教職員対象のFDもしくはメールでの周知

助言 (13) 【教務委員会】

(1) 助言が付された『中項目』

8. 成績評価・進級・学士課程修了認定

(2) 指摘事項

助言 13. 総合的な学習成果の測定を行うための指標設定等の基盤となるルーブリック、学修成果可視化システム(A S O)は構築されているが、それらのシステムが教職員および学生には十分に浸透しておらず、それらの実際の運用については改善が望まれる。

(3) 本評価時(平成30年度)の状況

学修者のパフォーマンス等の定性的な評価と評価者・学修者間の認識の共有のために、6年制薬学教育課程の修了時に薬剤師として求められる10の資質に対応するルーブリックを作成している。また、ディプロマ・ポリシーの基礎的構成要件として全学的に定められている7つの学修成果について、各授業科目がそれぞれの学修成果にどの程度対応しているかをシラバスに明示することとなっている。加えて、これらシラバス上のデータと、実際に学生が修得した科目の単位・評語の情報とを統合することにより、学生の総合的な学習成果を定量的に捉えることのできる学修成果可視化システム(A S O)が、熊本大学ポータルサイトにおいて構築されている。一方で、これらの学習成果測定の指標については、教職員および学生には未だ十分に浸透しておらず、具体的な活用について今後検討・実行していく必要がある。

(4) 本評価後の改善状況

ルーブリックについては、1年次生対象の授業科目の中でその趣旨等を周知する機会を設けている。また、学修成果可視化システム(A S O)の活用法については、令和1年10月30日に本学の大学教育統括管理運営機構教員を講師に迎えてFDを開催し、薬学部教職員への認知度の向上を図った。今後、教育の質保証の観点を踏まえ、これらの指標の実質的な活用に向けた取組みを進めていく予定である。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

「医療倫理学Ⅰ」授業資料

令和1年10月30日FD開催通知

今後必要な措置 学修成果測定の実質的な活用法の策定

助言 (14) 【運営会議】

(1) 助言が付された『中項目』

9. 学生の支援

(2) 指摘事項

助言 14. 複数の講義室・実習室ではバリアフリーとなっていないため、バリアフリー化するよう改善することが望ましい。

(3) 本評価時（平成 30 年度）の状況

薬学部キャンパス（大江キャンパス）では、学部生の授業が実施される第 1 講義室（講義棟 1 階）、多目的ホール（総合研究棟 2 階）およびコンベンションホール（宮本記念館 1 階）については、スロープ（資料 137）やエレベーターの設置などによりバリアフリー化されている。また、講義棟 1 階には多目的トイレが設置されている。一方で、下記の講義室・実習室については、建物にエレベーターが設置されていないため、車椅子等の利用者の場合は介助がないとアクセスが困難な状況にある。

第 3 講義室（講義棟 2 階）、第 4 講義室（本館 B 棟 2 階）、パソコン室（本館 C 棟 2 階）、地域創生多目的実習室（本館 A 棟 4 階）、第 2 学生実習室（機器分析施設 4 階）

(4) 本評価後の改善状況

平成 31 年 4 月に新研究棟（産業イノベーションラボラトリー）が薬学部キャンパス内に設置されたことにより、同棟 1 階（バリアフリー、多目的トイレあり）に配置されたセミナー室（収容 66 人）が新たに講義・演習等で使用できるようになった。

(5) 改善状況を示す根拠となる資料等

薬学部キャンパスマップ

産業イノベーションラボラトリー 1 階見取図

今後必要な措置 可能な範囲で考慮・検討

助言（15） 【教務委員会 FD 担当／各教員】

（1）助言が付された『中項目』

10. 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

助言 15. 一部の教員については、ホームページの最近の業績が更新されていないところがあるので、ホームページを最新のものに適宜更新するよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時（平成 30 年度）の状況

教育研究活動については、熊本大学薬学部ホームページからリンクした各分野のホームページで情報を公開している。加えて、各教員の研究活動については科学技術振興機構の運営する Researchmap でも情報を公開している。但し、分野ホームページの情報更新は各教員の自主性に任せており、一部の教員についてはホームページの最近の業績が更新されていないところがある。

（4）本評価後の改善状況

当該指摘事項については、他の指摘事項と併せて教授会の協議題やメールでの通知によって複数回にわたって教員に周知しており、各分野の管理するホームページでの情報公開について改善を求めている。

研究業績については、毎年度実施される学内の教員業績評価の際に Researchmap に入力された情報が根拠データとなるため、各教員は必ず年 1 回は Researchmap の情報を更新している。そこで、各教員の Researchmap 上の情報へのリンクを集約した Web ページを新たに熊本大学薬学部ホームページ内に設けることによって、容易に業績情報の閲覧ができるように改善を行った。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

薬学部教授会（令和 2 年 3 月 24 日）議事要録

指摘事項に関する教員への通知メール（令和 2 年 3 月 31 日、令和 3 年 4 月 2 日）

熊本大学薬学部ホームページ「研究業績」

今後必要な措置 分野ホームページの情報更新について随時注意喚起

助言（16） 【臨床薬学委員会】【運営会議】

（1）助言が付された『中項目』

10. 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

助言 16. 実務家教員は個人の努力で常に新しい医療に対応するために自己研鑽に努めている状態にあるので、制度として実務家教員のスキル向上を支援する体制を構築するよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時（平成30年度）の状況

実務家教員6名は、各自が常に新しい医療に対応するための自己研鑽に努めている。具体的には、熊本県病院薬剤師会および薬剤師会と連携し、実務における最新の情報を共有できるよう努めている他、医療薬学関連の講演会や学術集会への積極的な参加並びに医師との共同研究等を通して最新の医療に対応するべく自己研鑽に励んでいる。

（4）本評価後の改善状況

令和3年度より、病院実務実習（ポリクリ実習）の指導教員を増員し、実務家教員としての実務および教育スキルを向上させるための体制を構築した。また、熊本県薬事審議会、熊本県社会保険診療報酬申請審査委員会学識経験者審査委員選考協議会、熊本県後発医薬品の安心使用促進に係る後発医薬品検討部会、熊本県薬剤師会倫理委員会、ならびに、熊本県他職種連携会議である肥後医育振興会などに派遣し、行政・社団法人等における薬剤師実務に従事する体制を築いている。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

ポリクリ実習計画書

熊本県薬事審議会委員名簿

熊本県社会保険診療報酬申請審査委員会学識経験者審査委員選考協議会名簿

熊本県後発医薬品の安心使用促進に係る後発医薬品検討部会委員委嘱状

熊本県薬剤師会倫理委員会委員名簿

肥後医育振興会評議員名簿

今後必要な措置 学部としての体制構築について引き続き検討

助言（17） 【教務委員会】【臨床薬学委員会】【運営会議】

（1）助言が付された『中項目』

10. 教員組織・職員組織

（2）指摘事項

助言 17. 一部の教員に授業負担が重くなっているので、授業担当時間数の継続的な見直し、教員の退職に伴う欠員の補充などに努め、個々の教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう、改善することが望ましい。

（3）本評価時（平成30年度）の状況

薬学部教員の授業担当時間は概ね平均化されているものの、一部の教員、特に医療系分野の教員については授業担当時間（実務準備実習および実務実習対応時間含む）が多い傾向にある。授業担当については、教員の異動・退職等に伴って年度ごとに見直しを行い、適正化に努めている。全学的な事情もあり、当面の間は教員の退職に伴う欠員の補充が困難な状況が続くことが想定されるため、研究時間確保のために個々の教員の授業担当時間数が適正な範囲内となるよう引き続き努めて行く必要がある。

（4）本評価後の改善状況

全学的に教員数の削減が進められる中、薬学部においても複数の教員が本評価後に定年退職を迎えたため、授業担当の不均衡が更に進む恐れがあった。そこで、一部可能な範囲において後任の教員人事を進めるとともに、退職教員に継続して授業担当を依頼するなどの措置を採り、結果として各教員の授業担当時間数は本評価時と同等の水準を維持している。また現在、令和4年度以降入学者を対象としたカリキュラム全体の見直しを進めており、各教員の授業担当時間のバランスも加味しつつ新カリキュラムを構築する計画である。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

教員の教育担当状況（基礎資料10改訂版）

今後必要な措置 カリキュラム改訂、教員人事を含め多角的に検討を要する

助言（18） 【運営会議 目標・評価・IR 担当】

（1）助言が付された『中項目』

13. 自己点検・評価

（2）指摘事項

助言 13. 自己点検・評価体制には外部委員が含まれておらず、外部委員を整備するよう、改善することが望まれる。

（3）本評価時（平成 30 年度）の状況

熊本大学薬学部には薬学部運営会議のもとに内部評価ワーキンググループと外部評価ワーキンググループが置かれ、自己点検・評価の実務を担当している。この評価体制には外部委員が含まれておらず、外部委員の整備が今後の課題である。

（4）本評価後の改善状況

令和 3 年度より、全学的な取組みとして「教育の内部質保証に係る自己点検・評価」が実施されており、学内の他部局所属の委員が薬学部の教育に関する点検・評価を行うこととなっている。

また、6 年制薬学教育に関する自己点検・評価を恒常的に実施する体制を今後整備していく（改善すべき点(12)参照）際に、併せて外部委員への委嘱を検討する。

（5）改善状況を示す根拠となる資料等

令和 3 年度「教育の内部質保証に係る自己点検・評価」実施体制

今後必要な措置 外部評価委員の整備についての検討